

〔従来型個室〕

(単位:円)

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象						介護保険給付対象外				利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員ベースアップ加算
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	日常生活継続支援加算Ⅰ	個別機能訓練加算Ⅰ	科学的介護推進体制加算Ⅱ	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用					
要介護1	第1段階	573	4	13	36	12	20	320	300	1,278	38,340	介護保険給付対象額に8・3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2・7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1・6%を乗じた金額となります		
	第2段階							420	390	1,468	44,040					
	第3段階①							820	650	2,128	63,840					
	第3段階②							820	1,360	2,838	85,140					
	第4段階							1,171	1,445	3,274	98,220					
要介護2	第1段階	641	4	13	36	12	20	320	300	1,346	40,380	介護保険給付対象額に8・3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2・7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1・6%を乗じた金額となります		
	第2段階							420	390	1,536	46,080					
	第3段階①							820	650	2,196	65,880					
	第3段階②							820	1,360	2,906	87,180					
	第4段階							1,171	1,445	3,342	100,260					
要介護3	第1段階	712	4	13	36	12	20	320	300	1,417	42,510	介護保険給付対象額に8・3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2・7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1・6%を乗じた金額となります		
	第2段階							420	390	1,607	48,210					
	第3段階①							820	650	2,267	68,010					
	第3段階②							820	1,360	2,977	89,310					
	第4段階							1,171	1,445	3,413	102,390					
要介護4	第1段階	780	4	13	36	12	20	320	300	1,485	44,550	介護保険給付対象額に8・3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2・7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1・6%を乗じた金額となります		
	第2段階							420	390	1,675	50,250					
	第3段階①							820	650	2,335	70,050					
	第3段階②							820	1,360	3,045	91,350					
	第4段階							1,171	1,445	3,481	104,430					
要介護5	第1段階	847	4	13	36	12	20	320	300	1,552	46,560	介護保険給付対象額に8・3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2・7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1・6%を乗じた金額となります		
	第2段階							420	390	1,742	52,260					
	第3段階①							820	650	2,402	72,060					
	第3段階②							820	1,360	3,112	93,360					
	第4段階							1,171	1,445	3,548	106,440					

〔多床室(相部屋)〕

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象						介護保険給付対象外				利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員ベースアップ加算
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	日常生活継続支援加算Ⅰ	個別機能訓練加算Ⅰ	科学的介護推進体制加算Ⅱ	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用					
要介護1	第1段階	573	4	13	36	12	20	0	300	958	28,740	介護保険給付対象額に8・3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2・7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1・6%を乗じた金額となります		
	第2段階							370	390	1,418	42,540					
	第3段階①							370	650	1,678	50,340					
	第3段階②							370	1,360	2,388	71,640					
	第4段階							855	1,445	2,958	88,740					
要介護2	第1段階	641	4	13	36	12	20	0	300	1,026	30,780	介護保険給付対象額に8・3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2・7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1・6%を乗じた金額となります		
	第2段階							370	390	1,486	44,580					
	第3段階①							370	650	1,746	52,380					
	第3段階②							370	1,360	2,456	73,680					
	第4段階							855	1,445	3,026	90,780					
要介護3	第1段階	712	4	13	36	12	20	0	300	1,097	32,910	介護保険給付対象額に8・3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2・7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1・6%を乗じた金額となります		
	第2段階							370	390	1,557	46,710					
	第3段階①							370	650	1,817	54,510					
	第3段階②							370	1,360	2,527	75,810					
	第4段階							855	1,445	3,097	92,910					
要介護4	第1段階	780	4	13	36	12	20	0	300	1,165	34,950	介護保険給付対象額に8・3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2・7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1・6%を乗じた金額となります		
	第2段階							370	390	1,625	48,750					
	第3段階①							370	650	1,885	56,550					
	第3段階②							370	1,360	2,595	77,850					
	第4段階							855	1,445	3,165	94,950					
要介護5	第1段階	847	4	13	36	12	20	0	300	1,232	36,960	介護保険給付対象額に8・3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2・7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1・6%を乗じた金額となります		
	第2段階							370	390	1,692	50,760					
	第3段階①							370	650	1,952	58,560					
	第3段階②							370	1,360	2,662	79,860					
	第4段階							855	1,445	3,232	96,960					

※看取り介護加算算定について

(常勤1名以上配置し、看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保。

看取りに関する指針を定め、入所の際に説明と同意を得ていること。

看取りに対する指針の策定、研修の実施、介護計画書の作成と説明、同意を得ている。)

看取り介護体制加算Ⅰ	1日につき	療養食加算(医師の指示箋にもとづく食事を提供した場合)	
死亡日以前4日以上30日以下	144円	6円/1回につき	
死亡日の前日及び前々日	680円		
死亡日の当日	1,280円		
個別機能訓練加算Ⅱ	20円/月		
安全対策体制加算	20円/入所初日のみ		
理容代	実費	医療費	診療・薬代実費
日用品	個人購入(実費)	教養娯楽費	本人希望のもの(実費)

◆利用者負担段階について

負担段階が令和3年8月～変更になっています。詳細は、厚労省のパンフレットも併せてご覧ください。

第1段階	市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者・生活保護受給者	資産要件
第2段階	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方)	預貯金が650万(夫婦で1650万)以下
第3段階①	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下)	預貯金が550万(夫婦で1550万)以下
第3段階②	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える方)	預貯金が500万(夫婦で1500万)以下
第4段階	利用者負担のいずれにも該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等)	

※但し、上記に含まれる方でも、預貯金が1000万円(配偶者がある場合は2000万円)を超える方は対象外となります。



要介護1または2の方の入所について

※介護保険法の改正により、平成27年4月1日以降の特別養護老人ホームへの入所については、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化され、新規入所者は、原則介護度3以上に限定されることになりました。要介護1または2の方については、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとの設定している入所判定会議を経て、特例的に認められることがあります。

※2または3割負担の方

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です。(単身で年金収入のみ

の場合、年収280万円以上、もしくは同一世帯の65歳以上の年金収入とその他合わせた金額が346万円以上)

詳しくは、市役所健康長寿課に負担割合についてお問い合わせ下さい。

